

令和 7 年第 4 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 4 月 8 日 (火)

午前 10 時 00 分開会

午前 10 時 40 分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7 階 会議室

3. 出席委員 (農業委員 14 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 是佐 恵美子

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

13 番 岡 真由美

14 番 岩本 博志

(推進委員 12 名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 安井 多佳子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員 (0 名)

5. 議事録署名委員

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局 長

齋藤 千文

次 長

竹上 教東

主 事

前田 桂巳子

(佐伯支所) 次 長

藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事

眞鍋 秀

(宮島支所) 主 事

榎 浩子

(大野支所) 主任主事

泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(3) 議案第 15 号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 7 年第 4 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日全員の出席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、6 番、梶原委員さん、7 番、山田委員さんのご両名をお願いをいたします。 それでは、議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いいたします。
事務局	議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。ここからは座って説明いたします。 議案書は 3 ページになります。 番号 64 番、農地の所在は、宮内字東岡迫、登記地目は田で、1 筆の 387 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は農業経営を引き継ぐため、無償の所有権移転です。 本件は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、64 番について、私、岩本が報告いたします。3 月 21 日、中山委員、事務局と現地調査をいたしました。場所は、四季が丘団地というのがございまして、団地の下を山陽道が通っております。その下が高い法面になっておりまして、その一番下です。谷のような所です。現地は、現在は防草シートがしてありまして、きれいに管理はされておりました。それで、所々にトラックの駐車場があるような所でございます。今回、弟さんが引き継ぐ無償の移転でございますが、周りに民家はございませんし、全く問題ないと

	思いますので審議のほど、どうかよろしく願いをいたします。 以上でございます。 この件につきまして、ご意見、ご質問等あればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 13 号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 13 号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は、4 ページになります。 番号 55 番、56 番、57 番は関連案件のため、一括で説明をいたします。 農地の所在は、津田字須川田、登記地目は田で、面積は、5 筆の計 2,279 平方メートルの申請です。転用理由は、会社の保養所として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず、利用していたため、顛末書が提出されています。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 3 件 55、56、57 でございます。松井委員さん、よろしくお願いします。
5 番委員	津田地区の松井です。番号 55、56、57、譲受人が同一の関連議案であるため、一括して説明いたします。現地確認を 3 月 19 日に、松井推進委員と事務局とで行いました。当該農地の所在ですが、津田から県道 293 号浅原方面に向かう途中

	にトンネルがありますが、その手前の橋を渡ると須川田という集落に行き当たります。付近には観光農園の小瀬川栗園があったりします。農地の現況ですが、元々は水田でありますけれども、畑地利用され、花木や梅、柿などの果樹が植えてありました。しかしながら一定程度の草刈りなどの管理はなされていたようでございます。確認の結果でございますが、譲受人は、当該地を会社の保養地として、社員及びその家族のためのキャンプ場を造成する計画で、番号５５の顛末書の提出があった古い家屋も同時取得することとしております。土地の造成については、整地のみということで、計画、利用形態からすると、隣接農地に影響がないと思われます。特に問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは、この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１４号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１４号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第１５号、非農地証明交付申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第１５号、非農地証明交付申請について、説明させていただきます。 議案書は、５ページになります。また、本日追加資料として配付いたしました、現地確認写真の「議案第１５号 資料①」も合わせてご覧ください。 番号５８番、農地の所在は、大野字下更地、登記地目は畑で、面積は１筆の１６３平方メートルの申請です。 本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は宅地となっており、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないなど、農業上の利用増進を図ることが見込まれないと認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は

	可能と考えます。 以上で、議案第１５号、非農地証明交付申請について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ５８番について、山田委員さんお願いいたします。
７番委員	７番の山田です。この件は、３月１７日に吉田委員、それから事務局とで現地を確認しております。場所は、大野東小学校の２００メートルぐらい広島よりというような所です。街中の少し小山の辺というような感じです。現地に行ってみたら、先ほど言われました資料①に写真がありますように、小屋がもう倒れそうな、非常に長い間もう農業などしていないというような状態です。倉庫もいつ倒れるか分からない、危ないような状態だというようなところでは、農業をするというような状態ではないということで、非農地にしたほうがいいのかというように思います。以上です。
議長	ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１５号について、証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１５号について証明することに決定いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告をします。 説明をお願いします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は６ページになります。 今月の報告は、令和７年２月１２日から３月１０日までの間に受理した２件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号２３番、２４番は関連案件です。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると

	認めましたので、農地に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	それでは、この件について、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号を終わります。 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は7ページから9ページになります。 今月の報告は、令和7年2月12日から3月10日までの間に受理した6件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号21番、22番は関連案件です。また以前に転用届が提出されています。 番号27番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、始末書が提出されています。 本件については、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	それでは、この6件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
議長	そのほか質疑等ございませんか。 特になければ、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。 次回の令和7年第5回農業委員会総会は、5月8日、木曜日

	でございます。午前１０時から、ここ市役所７階で行いますので、どうかよろしくお願いいたします。 大変お疲れでございました。ありがとうございました。
--	--

(閉会 午前１０時４０分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年５月８日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ ６ 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ ７ 番委員） _____